

# 東松島市議会政務活動費の交付に関する規則

平成25年2月21日  
東松島市議会規則第2号

[参照：01基本条例14（政務調査費の執行及び公開）](#)

## （趣旨）

第1条 この規則は、[東松島市議会政務活動費の交付に関する条例](#)（平成25年東松島市条例第10号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

## （交付申請）

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派（会派でない東松島市議会議員の団体（以下「みなし会派」という。）を含む。以下同じ。）の代表者は、交付開始月の15日までに、市長に対し、議長を経由して様式第1号により政務活動費交付申請書を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して第2号様式により政務活動費交付変更申請書を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は市長に対し、議長を経由して様式第3号により会派解散届を提出しなければならない。

## （交付決定）

第3条 市長は、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に様式第4号による交付決定通知書により通知するものとする。

## （交付請求）

第4条 会派の代表者は、政務活動費の交付開始月の20日までに、市長に対し様式第5号により、政務活動費交付請求書を提出するものとする。

## （収支報告）

第5条 条例第7条1項に定める収支報告書の様式は、様式第6号によるものとし、添付する書類の様式は別にこれを定める。

## （収支報告書の写しの送付）

第6条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを様式第7号に添付し市長に送付するものとする。

## （会計帳簿等の整理保管）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調整し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

## （その他）

第8条 この規則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成25年2月21日規則第2号）

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

**(東松島市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の廃止)**

- 2 東松島市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成17年議会規則第5号)は、廃止する。

**(経過措置)**

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、会派解散届、政務活動費交付請求書及び市長が通知する政務活動費交付決定通知書から適用し、改正後の規則の施行の前日に廃止前の東松島市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により市長に提出された政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、会派解散届、政務調査費交付請求書及び市長が通知する政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

平成 年 月 日

東松島市長 様  
(東松島市議会議長経由)

会 派 名  
代表者名 ㊟

平成 年度政務活動費交付申請書

東松島市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会 派 の 名 称
- 2 会派結成年月日
- 3 会派代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所 属 議 員 数 人 ( 月1日現在)
- 6 交付申請額(平成 年度分) 円

7 振込先 (債権者登録用)

金融機関名	銀 行 信用金庫 商工信用組合 農 協 漁 協	支店
口座番号	普通預金 当座預金	
(カナ) 口座名義		

平成 年 月 日

東松島市長 様  
(東松島市議会議長経由)

会 派 名  
代表者名 ㊟

平成 年度政務活動費交付変更申請書

東松島市議会政務調査費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり変更申請します。

記

1 異動内容 (変更のある区分のみ記入)

区 分	新	旧	異動年月日
会派の名称			年 月 日
会派代表者名			年 月 日
経理責任者名			年 月 日
所属議員数	人	人	年 月 日
交付申請額	円	円	

平成 年 月 日

東松島市長  
(東松島市議会議長経由)

様

会 派 名  
代表者名

㊟

会 派 解 散 届

東松島市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり届けます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 会派が解散した年月日

東松議会第 号  
平成 年 月 日

会派名  
代表者名

様

東松島市長

印

平成 年度政務活動費交付 (変更) 決定通知書

平成 年 月 日申請のあった政務活動費の交付 (変更) について下記のとおり決定したので、東松島市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

交付決定額(年額)

円

交付変更決定額

円 (変更後の年額)

円)

※交付決定と交付決定変更の兼用様式につき不要箇所を見え消しするもの。

平成 年 月 日

東松島市長 様  
(東松島市議会議長経由)

会 派 名  
代表者名 ㊟

平成 年度政務活動費交付請求書

東松島市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 金 円  
ただし、平成 年度分
- 2 交付の基準日における所属議員数 人

様式第6号(第5条関係(条例第7条第1項))

平成 年 月 日

東松島市議会議長 様

会派名  
経理責任者名 ㊦

平成 年度政務活動費収支報告について

東松島市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり平成 年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

平成 年度政務活動費収支報告書

会派名( )

1 収 入  
政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

(出納簿兼決定確認簿の写し及び領収書を添付すること)

東松議会第 号  
平成 年 月 日

東松島市長 様

東松島市議会議長 閣

平成 年度政務活動費収支報告書の写し送付について

東松島市議会政務活動費の交付に関する規則第6条の規定により、平成  
年度政務活動費収支報告書の写しを送付します。

記

(単位：円)

会 派 名	交付決定額	支 出 額	備 考